

一般社団法人北海道ケアマネジメントサポートリンク
感染症の予防及びまん延の防止のための指針

居宅介護支援事業所 さいど by さいど

法人が運営している事業所である「居宅介護支援事業所さいど by さいど（以下「事業所」という。）」における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を定め、平常時の対策及び発生時の感染拡大防止等の必要な措置を講ずることにより、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施する。

2 感染予防・対策のための体制づくり

(1) 感染対策委員会の設置

1) 目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する「感染症対策委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

2) 委員会の構成

委員会の構成は、法人代表理事及び管理者とする。代表理事を委員長とする。

3) 委員会の開催

委員会は、委員長が招集する。おおむね 6 か月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

4) 委員会の業務

- ①事業所内感染対策の立案及び指針・マニュアル等の作成・見直し
- ②事業所内感染対策に関する職員への研修の企画及び実施
- ③感染防止対策に関する情報の収集、整理、全職員への周知
- ④感染症発生時の対応と報告

(2) 職員研修・訓練の実施

委員会は、事業所の職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練」を以下の通り実施する。

- ①全職員を対象に、感染対策に関する定期的な研修を年 1 回以上実施する。また、事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年 1 回以上実施する。
- ②新しく雇用した職員が入職した時に、指針と業務マニュアルをもとに研修を実施する。

3 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き第 3 版（厚生労働省・令和 5 年 9 月）」に沿って、次に掲げる事項を常時実施することにより、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

(1) 事業所内の衛生管理

- ①事業所内を定期的に換気する。
- ②事業所内に飛沫防止の亚克力対面パネルや仕切り板を設置する。
- ③事業所のテーブルは毎日除菌シート等で拭く。

(2) 日常の感染対策

- ①手洗い、手指の消毒を励行する。
- ②感染症の流行があるときはマスクを着用する。
- ③利用者宅を訪問する際には、利用者・家族の見えるところで手指消毒をし、マスクを着用する。
- ④利用者宅の衛生管理状況を把握し、利用者の顔色等、体調の変化に留意する。健康状態の異常症状を発見した場合は、速やかに主治医、家族、関係機関等との連携を図り、利用者の状態に応じた適切な対応を図る。
- ⑤訪問先が不衛生の住環境など感染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ着用など心がける。

4 発生時の対応

- (1) 当事業所内で感染症が発生した場合は、速やかに管理者に報告する。
- (2) 管理者は、報告が義務付けられているものについては、速やかに保健所・行政担当部署への連絡と対応を行う。その後は保健所・行政担当部署の指示に従う。
- (3) 報告が義務付けられていない感染症の場合は、管理者は速やかに委員会を開催し、委員会で決定した内容及び対応について、全従業員に周知し実施する。
- (4) 必要時、サービス事業所や関係機関と情報共有や連携して、まん延しないようにする。外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5 閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関が閲覧できるようホームページ等に掲示する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。
この指針は、2025年8月1日より施行する。

履歴	日付	内容
制定	2024年4月1日	指針制定
改訂	2025年8月1日	2(1)2)委員会の構成 旧)管理者(委員長)、所属する介護支援専門員、及び事務職員 新)法人代表理事及び管理者とする。代表理事を委員長とする。 2(2)に②を追加 ②新しく雇用した職員が入職した時に、指針と業務マニュアルをもとに研修を実施する

【参考】居宅介護支援事業所さいど b y さいど業務マニュアル

(4) 衛生管理（感染の予防及び対策）

利用者及びその家族等への感染を予防またはまん延を防止するため、衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じる。

- 1) 労働安全衛生法に定められている定期の健康診断（1年1回）を行い、異常時は速やかに医療機関へ受診を行う。
- 2) 出勤前は健康状態を確認し体調変化時は早めに連絡を行い、また医療機関への受診を行う。
- 3) 家族に感染症状の疑い若しくは発症した場合は、遅滞なく管理者へ連絡し指示を得る。
- 4) 感染を予防するためには手洗いの徹底が必要であることから、利用者及びその家族宅、病院、施設から事業所へ戻った時は、手洗いをを行う。
- 5) 病院等からの退院・退所に伴い居宅サービス計画を作成する場合は、居宅サービス提供前に病院等の関係者から感染症の有無について確認を行う。
- 6) 早期発見の方策として、利用者及びその家族等が、発熱、咳、痰、嘔吐、下痢、皮膚等の異常がみられた場合は、利用者及びその家族の状況を十分に配慮しながら医療機関への受診を勧める
- 7) 利用者及びその家族のプライバシーの保持に十分配慮しながら適確に情報を把握して、必要時においては関係者間に対応等について検討する。
- 8) 感染経路には、Ⅰ接触感染、Ⅱ飛沫感染、Ⅲ空気感染、Ⅳ血液媒介感染があることから、感染経路に応じた適切な対策、遮断（感染源を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）する。

【感染源と取扱い】

<ol style="list-style-type: none"> 1. 嘔吐物・排泄物 2. 血液 3. 使用した器具等 4. 上記に触れた手指で取り扱った食品 	<p>1. 2. 3は素手で触らず、必ず手袋を着用して取り扱いを行う。また手袋を脱いだ後は、手洗い、手指の消毒を行う。</p>
--	---

【感染経路・特徴】

接触感染	手指・食品・器具を介して伝播する頻度の高い伝達経路	ノロウイルス、MRSA、O157など
飛沫感染	咳・くしゃみ、会話等で飛沫感染により伝播	インフルエンザ、新型コロナウイルスなど
空気感染	咳・くしゃみなどで飛沫感染して伝播 空中に浮遊し空気の流れにより飛散する	結核菌、水痘ウイルス、新型コロナウイルスなど
血液感染	病原体に汚染された血液・体液、分泌物が	B型・C型肝炎ウイルス

	体内に入ることにより感染	H I V など
--	--------------	----------

【手洗い・うがいの励行】

手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時 ・訪問後 ・食事前 ・トイレ後 ・勤務終了時 	<ul style="list-style-type: none"> ・つめを短く切る。 ・袖の長い服を着用の時は、肘関節までたくし上げ、時計は外す。 ・ペーパータオルで手を拭き、拭いたタオルで栓を止める。(ペーパータオル1枚で拭き、使用後は丸めて捨てる) ・手荒れを起こした皮膚表面には細菌が付着しやすいため、十分に留意する。
うがい	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務開始前 ・訪問後 	

【在宅ケアの場で感染対策上問題となりやすい疾患】

疥癬	非常に感染力が強い感染症であり、家庭内や施設内で流行しやすく治療が難儀な感染症である。皮膚の状態を観察することが大切で、発症者が出た場合は疥癬向けの特別な対応が必要。
インフルエンザ	家庭や事業所に持ち込ませない努力が必要であり積極的に予防接種を勧めることが必要。うがい・手洗いや室内の湿度等を調整することで流行を防ぐとともに、感染徴候のある利用者の重症化を防ぐ。
O-157	腸管出血性大腸菌に属しベロ毒素を産生、溶血性尿毒症候群に併発し死に至ることもある。極めて少ない菌量で感染が成立するため注意が必要。
A・B・C型 肝炎	ウイルスの型によってA型～E型があり、実際に在宅ケアで原因となるのはB型とC型であるが、C型はB型に比べて感染力が弱い。
M R S A	メシチリン耐性黄色ブドウ球菌のことで、黄色ブドウ球菌のうち各種の抗菌剤が効きにくい特徴を持つ菌。通常は人体に害を及ぼすことは少ないが、抵抗力が低下している場合は、重篤な感染症を引き起こすことがある。
ノロウイルス	感染力が強く少ない菌数でも感染が成立し、感染性胃腸炎を引き起こす。また食中毒の原因ともなる。接触感染の他、空気感染し集団感染となりやすいため、迅速な対応が重要。
新型コロナ ウイルス	新型コロナは主に飛沫・エアロゾルで感染し、発熱や咳、のど痛、嗅覚味覚異常などを起こす。高齢者や基礎疾患の人は重症化しやすい。換気、手指衛生、マスク、体調不良時の外出自粛と早めの受診が基本。